

# 特記仕様書

## 三渡川ポンプ場自家発電設備修繕工事

### 第1章 総則

#### 第1条 一般

本工事は、契約書、本特記仕様書、図面、及び一般仕様書等により施工する。

#### 第2条 共通事項

- 1 本工事は、この仕様書及び設計書並びに図面に基づき、責任施工とする。なお、工事に必要な承諾図を提出し、監督員の承諾を得た後、工事施工に着手するものとする。  
また、工事の詳細については、設計図書による他、施工基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。
- 2 本工事に使用する機器及び材料は設計図書に基づき、使用目的に十分適合した機能を有するものでなければならない。また、規格、機能等については特別に定めがない限り、原則として機能を統一し、互換性のあるものとする。また、付属品及び予備品は、その内容及び数量を明記し保管に適した措置をして納入しなければならない。
- 3 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義については、その都度、監督員と協議すること。
- 4 他工事との取合いについては、監督員の指示に従い予め当該工事関係者間において慎重に協議し、工事の円滑な進捗に支障のないよう努めること。
- 5 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。  
なお、設計図書相互に差異がある場合の優先順位は、次のとおりとする。
  - 1) 打ち合わせ・協議・指示事項・現場説明事項等、工事打合簿に基づくもの
  - 2) 特記仕様書
  - 3) 図面
- 6 当該工事に関する特許関連及び工業所有権に関するものを十分認知し、事前に調査の上、受注者において処置すること。
- 7 工事完成までの機器類、保守工具、予備品等の保管、防護の責任は、一切受注者にあるものとする。
- 8 工事完了に際しては、当該工事に関連する部分の清掃及び後片付けを十分に行うこと。
- 9 工事に際しては浄化センターの運転に支障が出ないように、予め施工計画を立案し監督員の承認を得ること。
- 10 設計図書に示していない軽微なもので、監督員が施工上必要と認めたもの並びに工事進捗上必要として指示した事項については、受注者は異議なく施工するものとする。
- 11 その他、監督員の指示、承認を遵守すること。

#### 第3条 当該工事における環境条件

当該工事における作業環境条件は、下記に示す通りである。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1) 塩害を受ける場所       | <input type="checkbox"/> 2) 地盤沈下が生じやすい場所    |
| <input type="checkbox"/> 3) 雷が多い場所         | <input type="checkbox"/> 4) 施設内で特に湿潤な箇所がある。 |
| <input type="checkbox"/> 5) 施設内で爆発性ガスのある場所 | <input type="checkbox"/> 6) 施設内で腐食性ガスのある場所  |
| <input type="checkbox"/> 7) 酸素欠乏等の発生のある場所  | <input type="checkbox"/> 8) 稼働機器周辺の場所       |
| <input type="checkbox"/> 9) その他 ( )        |   |

#### 第4条 施工基準の適用



既存設備類と十分な調整及び連携を図り、設備仕様の機能及び運転操作の確認を行った後、施設の引渡しを行うこととする。

組み合わせ試験については、 実負荷(相当負荷)  監督員と協議に基づく試験を行う。

## 第8条 仮設事務所等

- 1 本工事では仮設事務所を  設置する  設置の必要なし
  - 1) 設置する場合は、面積  m<sup>2</sup> 以上とし、備品類の設置は、監督員と協議する。
  - 2) 事務所の型式  U型  T型  A型  B型  C型
- 2 仮設便所 構内既存の施設  
 利用できる( 限定有り  限定なし)  不可  
(限定の場合： 原則屋外便所の使用  監督員と協議)
- 3 工事用水 構内既存の施設の利用  
 利用できる( 有償  無償)  不可
- 4 工事用電力 構内既存の施設の利用  
 利用できる( 限定有り  限定なし) ( 有償  無償)  
(限定の場合： 作業電源盤又は最寄りのコンセント  最寄りのコンセントのみ)  
 利用できない

## 第9条 安全管理

- 1 受注者は、一般仕様書に基づき本工事に対応した工事中の安全確保、交通管理及び大雨、台風、地震等についての安全に関する対応並びに監督員が特に求める事項について具体的に計画し、実施しなければならない。
- 2 受注者は、原則として工事現場への一般の立ち入りを禁止し、板囲い、ロープ等により囲うと共に立入禁止の表示をしなければならない。また、稼働中の設備に対しても工事中の安全確保を図るため適切な安全施設を施工しなければならない。
- 3 維持管理会社業務と輻輳する工事場所、通路での安全確保については、監督員、維持管理会社と協議し効果的な措置を講じるものとする。同時作業が発生した場合は、原則として維持管理会社業務を優先とする。
- 4 既存設備の運転、停止、休止については、監督員、維持管理会社と予め協議したうえで計画し、実施については原則立会いとする。

## 第10条 写真管理

- 1 一般事項  
写真管理は、以下に示す事項を基本とする。記載なき事項については、三重県土木工事施工管理基準に定める写真撮影及び日本下水道事業団工事記録写真作成要領による。
  - 1) 撮影は、工事写真分類によるが、特に機器分解時等整備後に状況を明らかにできない箇所は入念に撮影すること。
  - 2) 取替部品については、新旧部品を撮影すること。
- 2 工事写真の分類  
以下のとおりとする。

<input checked="" type="checkbox"/> ①着手前及び完成写真	<input checked="" type="checkbox"/> ②施工状況写真	<input checked="" type="checkbox"/> ③安全管理写真
<input checked="" type="checkbox"/> ④使用材料写真 (交換部品等の場合は、新・旧の対比写真)	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤品質管理写真	
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥出来形管理写真	<input type="checkbox"/> ⑦その他	

### 3 撮影、プリント用具

原則としてデジタルカメラとし、撮影素子の 100 万画素以上とする。カラープリンターは、600dpi 以上の機能を有し、通常の使用条件で 5 年間程度は顕著な劣化が生じないものとする。

### 4 撮影方法

1) 写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。

①工事名 ②工種等 ③測点 ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図

2) 製作工場、試験場所で試験状況の把握ができる写真を主要検査項目について撮影する。

3) 完成機器の撮影は、機器名称等が確認できるよう撮影アングルを考慮し撮影する。

4) 工事写真は、あらかじめ施工計画時に撮影箇所を特定すると共に、監督員が指示する箇所及び不可視部分を適切に撮影すること。

### 5 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示したサイズとする。

### 6 工事写真の整理及び提出

1) 工事写真の整理及び提出は、①電子媒体で整理 ②プリント、工事写真台帳 で整理する。

①電子媒体で提出する場合は、写真資料の閲覧を効率的に行うため写真一覧(サムネール)を用紙に印刷した資料を工事写真帳(CD 提出用)に格納して提出する。ただし、着工前、完成及び主要な工程における写真、監督員が指示するものは別途印刷して提出する。

②プリント、工事写真台帳で提出する場合は、全ての写真をプリントし、A4 版に収録し、写真内容の解説を記入すること。

③事務処理上必要とする着工前、完成の写真は、別途印刷し提出する。

2) 提出部数 1 部 2 部 その他 ( 電子ファイル )

## 第 11 条 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

原則として紙等による。( 監督員と対象協議 一部、電子納品あり)

電子納品による。( 監督員と対象協議 電子納品マニュアルによる)

受注者は、監督員の指示に従い、受注者に返却を要するものを含め下記の書類を提出すること。このうち、作業日報等については現場施工の作業員数等を必ず記入し整備しておかなければならない。

<input checked="" type="checkbox"/> ①工事着手届	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> ②工程表	1 部
<input checked="" type="checkbox"/> ③現場代理人等選任通知書	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> ④施工計画書	1 部
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤承諾図	2 部	<input checked="" type="checkbox"/> ⑥使用材料調書	1 部
<input checked="" type="checkbox"/> ⑦材料確認(検査)調書	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧完成図書(第 12 条参照)	各 1 部
<input checked="" type="checkbox"/> ⑨作業日報	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩施工管理記録	1 部
<input type="checkbox"/> ⑪官庁関係届出書類	1 部	<input checked="" type="checkbox"/> ⑫試験成績表	1 部
<input type="checkbox"/> ⑬機器取扱説明書	2 部		
<input checked="" type="checkbox"/> ⑭工事打合せ(協議)議事録	1 部		

ア 打合せ又は協議を行った場合は、議事録を必ず提出すること。

イ 議事録は工事打合簿として提出すること。

■⑮その他、監督員の指示するもの。

## 第12条 完成図書

1 受注者は、完成までに維持管理上必要な完成図書等を提出すること。

2 完成図書の規格、内容等は下表のとおりとし、PDFで提出する完成図書はCAD、ワープロソフト及び表計算ソフトからの直接PDF出力とし、印刷物からのスキャニングはできるだけ避けること。

名称	規格	部数	内容
完成図書 1	A4版 パイプファイル (背表紙工事名 等記入)	1	・修繕報告書 ・施工管理記録(作業要領書等施工計画書のほか 次のものを含む) 工事図書(施工図、承諾図等) 使用材料調書、材料確認(検査)調書、試験成績 表、工程表、取扱説明書(既設機器から取扱方法 が変更となる場合)、工事打合簿、発生材調書、 作業日報等 その他監督員の指示によるもの ・施工写真帳
完成図書 2	電子媒体(CD-R)	1	完成図書1をPDFに変換し、表紙、目次、しおりを付け たファイル (約100MB/1ファイルに分割する。) ただし施工写真帳は別途電子媒体(CD-R)にて整理のこ と。 詳細については、監督員と協議のこと。

## 第13条 検査及び試験

検査及び試験について、適用する施工基準書により実施する。予め施工計画等により監督員と以下に事項について協議し実施する。

- |            |              |               |
|------------|--------------|---------------|
| ①検査等の種類    | ②検査の内容       | ③完成検査及び一部完成検査 |
| ④既済部検査     | ⑤社内検査及び工場検査  | ⑥機器材料搬入確認     |
| ⑦完成検査前各種確認 | ⑧指定検査機関による検査 | ⑨官公庁検査        |
| ⑩その他       |              |               |

## 第14条 保障

- ① 保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とする。
- ② 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改良または新品と交換しなければならない。
- ③ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事対象設備の点検及び整備等を実施しなければならない。
- ④ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

## 第2章 修繕概要

### 1 修繕概要

三渡川ポンプ場に設置の発電設備において高圧ケーブルに亀裂が発生しているエキサイタの交換、潤滑油その他消耗部品交換及び潤滑油タンク内部点検を実施することにより機能回復・信頼性向上を図るものである。

### 2 対象機器仕様

三渡川ポンプ場 自家発電設備

ガスタービン発電設備 PU500SB-ER

ガスタービン仕様：単純開放サイクル1軸式

遠心2段圧縮機、軸流2段出力タービン

定格出力 600PS(40℃)

直流電動機始動式 (DC24V 7.5W×2)

### 3 修繕範囲

#### (1) 部品交換

潤滑油 ASTO-500 (49L)	1	式
オイルポンプ入口ストレーナ	1	式
潤滑油フィルター	1	個
燃料フィルター	1	個
スピンドルフィルター	1	個
エキサイタ	2	台
セルモーター	1	式
マグネットスイッチ	1	個
配管(燃料噴射弁用)	1	式

#### (2) 潤滑油タンク内部点検

#### (3) 部品交換後試運転調整・測定

(4) 現場作業時には、毎日の作業終了後復旧し、対象機器の機能を維持し、もってその他機器等の運用に支障なきよう施工する。また、緊急の場合は監督員の指示により作業を中断し復旧するが、その場合も同様にその他機器等の運用に支障なきよう施工する。

(5) その他工事目的を果たすために必要な事項。

### 第3章 特記事項

- 1 材料（機器・器具等）の仕様の解釈についての不明なる項目（内容含む）については、一般仕様書、それぞれの機器仕様、図面、その他（一般事項他）の順により適用するものとする。

また、施工上の事情等でやむをえない上記の変更等は、協議の上、書面などにて承諾後処理を行うものとする。

- 2 撤去品の処分について

撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として提出すること。

- 3 提出書類等を含めて疑義・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。